

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金 (3万円/1世帯)のご案内

物価高騰の影響を特に受けている住民税非課税の世帯への支援として、**1世帯あたり3万円**を給付します。
また、支給対象者と同一世帯の18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童がいる場合は、**児童1人あたり2万円**の加算支給を行います。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

【加算】児童1人あたり2万円

※令和6年12月14日以降に生まれた児童または別世帯で生計を同一にしている児童がいる場合は別途申請が必要です。

支給対象

令和6年12月13日現在で、美郷町に住民登録があり、世帯全員の**令和6年度住民税均等割が非課税**の世帯

※ただし、住民税均等割課税者の扶養親族等のみの世帯を除く。

手続きの有無

支給対象世帯のうち、

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金または令和6年度物価高騰対応重点支援給付金（非課税世帯分）を本町で受給された世帯

左記以外の世帯

手続きは不要です

町から振込口座、振込日等が記載されたお知らせが届きます。

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

手続きが必要です



町から確認書が届きます。

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

給付金の支給手続き

I R5・R6非課税世帯対象の給付金を本町で受給された世帯

- 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金及び令和6年度物価高騰対応重点支援給付金（非課税世帯分）において、本町で受給実績のある世帯で、引き続き、今回の給付金に該当する世帯（町が世帯全員の課税情報を確認することができる世帯）には、振込口座、振込日等が記載された「支給のお知らせ」が届きます。
- 通知に記載されている口座から変更する必要がなければ、手続きなく給付金が振り込まれます。
- 口座変更、受給辞退を希望する場合や支給要件を満たしていない場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

II 上記 I 以外の世帯（手続きが必要です）

【確認書が届いた場合】

- 対象となる世帯には、支給内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場の窓口にて、令和7年5月30日（金）までに直接または郵送でご提出ください。

【申請書が届いた場合】

- 令和6年1月2日以降に美郷町外から転入した方のいる世帯や令和6年度未申告等の理由により、町において支給対象であるかを確認できない世帯に送付します。必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場の窓口にて、令和7年5月30日（金）までに、直接または郵送でご提出ください。



※確認書及び申請書を受理した日から3～4週間程度で順次支給します。

※期限までに提出がない場合は受給を辞退したものとみなし、給付金は支給されません。

※申告の内容が誤っていた場合、支給済みの給付金の返還を求めることがあります。また、虚偽の申請をした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



不審な訪問、電話等があった際には、美郷町役場や最寄りの警察署にご連絡ください。



お問い合わせ

美郷町役場 町民生活課 町民担当



0982-66-3604 受付時間 平日8:30~17:15